

08 障害者福祉の充実	
09 障害者福祉の充実	
主管課名	福祉健康部 障害福祉課
主管課長名	石川 士朗
電話番号	042-481-7088
関係課名 （組織順）	産業振興課、スポーツ振興課、子ども政策課、保育課、子ども家庭課、児童青少年課、福祉総務課、高齢福祉担当、子ども発達センター、健康推進課、住宅課、指導室、社会教育課
目的	対象
	意図
施策の方向	障害のある市民に対する一人一人のニーズとライフステージに応じた切れ目ない支援により、共に暮らし地域社会の充実を目指す中で、その人らしい自立した生活の実現を図ります。

< 施策と関連するSDGsの目標（ゴール） >



1 後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の振り返り — 取組実績（DO）

◆ 令和4年度における取組実績の振り返り

施策の成果向上に向けた主な取組実績 【前期基本計画（令和5年度～令和8年度）の基本的取組毎に記載】	
施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）	
<p><b>（08-1 包括的な支援体制の充実）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な障害児・者への支援として、障害福祉課に配置した看護職による医療と福祉の両面のコーディネートや、訪問看護師の在宅支援による家族の負担軽減などを継続して実施。</li> <li>・「医療的ケアフォローアップ研修」を新たに実施し、医療的ケアを行う支援者の技術向上を図った。</li> <li>・基幹相談支援センターを中心に、3 箇所の相談支援事業所のほか指定と特定相談支援事業所とも連携し、コロナ感染症を含め、様々な相談に対応し、不安やストレスを和らげるとともに適切な支援に繋がった。</li> </ul> <p><b>①横断的連携による施策の推進</b></p> <p>■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑化・複合化した問題を抱える個人や家庭に対応するため、重層的な支援体制の構築に向け、関係機関との情報共有を図った。</li> </ul>	
<p><b>（08-2 一人一人にあった就労・社会参加支援の充実）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の影響はあったが、やり方を工夫することで、重度の障害者を対象とした「ほりで～ぷらん」及び F C 東京の協力を得て実施する「あおぞらサッカースクール」を実施し、余暇活動の充実を図った。</li> <li>・知的障害のある方への社会体験の機会を提供するものとして、「杉の木青年教室」（全 9 回のうち 9 回実施）、「遊ing」（全6回のうち6回実施）、「のびのびサークル」（全23回のうち23回実施）を新型コロナウイルス感染症の感染予防策を講じながら実施した。</li> </ul> <p><b>①横断的連携による施策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害分野とスポーツ分野の関係団体が一堂に会し、課題抽出や解決方法を検討する協議体において、東京都のモデル事業として、市内福祉作業所への講師派遣事業を実施したほか、武蔵野の森総合スポーツプラザと連携して、運動プログラムを実施すると同時に、施設の利用方法等の課題抽出等を行った。</li> </ul>	
<p><b>（08-3 住み続けられる地域づくり）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き「地域共生推進ふれあい商店等補助事業」を実施し、市内商店等のソフト・ハード両面のバリアフリー化を促進した。</li> <li>・地域での自立した生活を支援するため、新たに2箇所のグループホームの開設を支援した。</li> </ul> <p><b>①横断的連携による施策の推進</b></p> <p>■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」</p> <p>■連携テーマ3 「2019年・2020年を契機としたレガシーの創出」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、調布市商工会と連携し、店舗の段差解消をはじめとしたバリアフリー化を推進。</li> <li>■連携テーマ4 「パラリンピックレガシーの創出」</li> <li>・障害者週間（毎年12月3日～9日）に合わせた12月の「パラハート月間」において、市報で特集したほか、啓発グッズを活用し、調布駅頭での啓発活動を実施。</li> </ul> <p><b>②調布のまちの魅力発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者週間（毎年12月3日～9日）に合わせた12月の「パラハート月間」において、市報で特集したほか、啓発グッズを活用し、調布駅頭での啓発活動を実施。（再掲）</li> </ul>	

## ◆（参考）令和元年度～令和3年度における施策の成果向上に向けた主な取組実績

- ・重症心身障害者の通所施設である「まなびや」の送迎車に看護師等を同乗させることで、医療的ケアが必要な方でも保護者の同乗を不要とした。
- ・「地域共生推進ふれあい商店等補助事業」を実施し、市内商店等のソフト・ハード両面のバリアフリー化を促進した。
- ・地域での自立した生活を支援するため、新たなグループホームの開設を支援した。
- ・余暇活動支援の充実として、重度の障害者を対象とした「ほりで～ぶらん」及びF C東京の協力を得て実施する「あおぞらサッカースクール」を実施した。
- ・知的障害のある方への社会体験の機会を提供するものとして、「杉の木青年教室」「遊ing」「のびのびサークル」を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による急激な環境変化への不安や混乱から、相談件数が増加した中で、丁寧な聞き取り等を行い、不安を軽減した。
- ・医療的ケアが必要な障害児（者）に適切な支援が提供できるよう、障害福祉課に相談窓口を設置したほか、訪問看護師を派遣し、家族の負担軽減を図った。
- ・医療的ケアに関する協議の場として、「調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会」を設置し、関係機関同士の連携強化を図った。
- ・障害者の生活を地域全体で支えるため、相談や緊急時の受入れ、人材の確保・養成、地域の体制づくり等必要な機能を備えた「地域生活支援拠点」を、地域の複数の機関が分担して担う「面的な体制」として整備した。
- ・医療的ケアへの支援体制の充実のため、医療と福祉両面におけるコーディネートや相談を行ったほか、在宅レスパイト事業として、訪問看護師が家族に代わり医療的ケアを行うことで、家族の負担軽減を実施した。

施策における2つのアクション（◎横断的連携による施策の推進 ◎調布のまちの魅力発信）の視点に基づく主な取組実績

## ①横断的連携による施策の推進

- ・複合的な問題を抱える個人や家庭に対応するため、重層的な支援体制の構築に向け、関係機関との情報共有を図った。
- ・障害分野とスポーツ分野の関係団体が一堂に会し、課題抽出や解決方法を検討する協議体において、東京都のモデル事業として、協議体メンバー向けの講演会及び市内2箇所の福祉作業所への講師派遣事業を実施した。
- ・誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、調布市商工会と連携し、店舗の段差解消をはじめとしたバリアフリー化を推進した。
- ・障害者週間（毎年12月3日～9日）に合わせて、令和3年度から12月の1箇月間を「バラハート月間」と位置付け、市報での特集のほか、啓発グッズを活用し、調布駅等頭での啓発活動を実施した。

## ②調布のまちの魅力発信

- ・市と（株）セブン-イレブン・ジャパン、（株）イトーヨーカ堂による地域活性化包括連携協定に基づく取組として、セブン-イレブン飛田給品川通り店において、市内作業所の焼き菓子販売した。
- ・調布市福祉作業所等連絡会が発行している「わくわく」で、作業所での取組を紹介した。
- ・トヨタモビリティ東京からの提案により、「調布飛田給店」と「調布つつじヶ丘店」において市内福祉作業所のジェラートや焼き菓子等を提供した。

## ◆まちづくり指標の現状把握

まちづくり指標	単位	実績値				目標値	指標の推移※
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度
1 障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数	人	1,951	2,033	2,035	2,168	2,400	○
2 障害者が住みやすい地域だと感じている割合	%	78.8	—	—	76.5	85	—

※令和4年度における指標の推移は、以下の区分により記号を記入

◎：目標値を達成 ○：目標値を未達成（前年度より向上した） ▼：目標値を未達成（前年度より低下した） ⇒：目標値を未達成（前年度と同じ）  
—：数値未把握（調査未実施など）

## ◆指標でみる後期基本計画期間内（令和元年度～令和4年度）の達成状況

各指標の達成状況及び説明	
No.	指標名
説明（目標達成・未達成の要因、課題、今後の取組の方向等）	
1	障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍であったことから、新規の相談者については、優先される相談が、障害福祉相談ではなく新型コロナウイルス感染症に係る医療相談となったことが考えられる。</li> <li>・コロナ禍が収まりつつある令和4年度には相談者数が増えてきていることから、今後は増える予想される。</li> <li>・相談支援は、福祉サービスの基本となることから、相談スキルの高い職員が丁寧な相談を受ける必要であるため、福祉人材育成センターなどを活用した人材育成が必要である。</li> </ul>	

2 障害者が住みやすい地域だと感じている割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害別にみると、目標値を上回っているものもあるが、最上位と最下位では最大で約10ポイントの差があり、障害福祉サービス等に偏りがあると考えられることから、身体、知的、精神の3障害が同様のサービスを受けられる環境を作る必要がある。</li> <li>・障害程度や家庭環境が複雑化する中、多様な支援が求められているが、サービス不足や支援者との関係性の構築が十分にできない課題があるため、障害福祉だけでなく関係機関が連携して対応する必要がある。</li> <li>・福祉サービスだけでなく、建物や道路におけるハード面でのバリアフリーと、市民による障害理解というソフト面でのバリアフリーの推進が必要である。</li> </ul>

《参考》前期基本計画（令和5年度～令和8年度）における「まちづくり指標」

まちづくり指標	まちづくり指標の考え方	単位	基準値	目標値
障害者相談支援事業、こころの健康支援センターの相談利用者数	相談窓口の周知や相談体制の充実などにより相談利用者数を増加させ、ライフステージや個別の状況に応じた支援の充実を図ることを目標とした。	人	2,035 令和3年度	2,200 令和8(2026)年度
子ども発達センターの相談件数	相談体制の充実などにより相談利用者数を増加させ、個別の状況に応じた支援の充実を図ることを目標とした。	件	延べ1,225 令和3年度	延べ1,500 令和8(2026)年度
障害者就労支援センターの支援を受けている年度末の継続就労者数	より多くの障害者が一般就労できるよう、障害者就労支援センターから支援を受けながら継続して働き続けることができていく人の人数を増やすことを目標とした。	人	410 令和3年度	470 令和8(2026)年度
通所施設を利用している障害者数	障害種別や程度に関わらず、障害者本人の希望に沿った多様な通所施設の整備を推進することで、社会参加の場である通所施設を利用する障害者数を増やすことを目標とした。	人	1,530 令和3年度	1,700 令和8(2026)年度

2 令和4年度の振り返り及び後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の取組状況 — 評価（CHECK）

◆ 施策の成果向上に向けて、令和4年度及び後期基本計画（令和元年度～令和4年度）に実施した取組に対する評価

総合評価 (令和4年度)	B	<p>S：「実施した取組において顕著な取組成果が得られた。」</p> <p>A：「実施した取組において予定した取組成果が得られた。」</p> <p>B：「実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。」</p> <p>C：「実施した取組においてあまり成果が得られなかった。」</p> <p>D：「実施した取組において成果が得られなかった。」</p>
総合評価理由	<p>令和4年度における施策の成果についての総括（総合評価の理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍ということもあり、指標の目標値には達しなかったが、可能な限りの対応はできた。</li> <li>・「医療的ケアフォローアップ研修」を新たに実施するなど、医療的ケアが必要な方に対する支援を充実させた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症を含め様々な相談に対応し不安やストレスを和らげるとともに適切な支援に繋げた。</li> <li>・「地域共生推進ふれあい商店等補助事業」を実施し、市内商店等のソフト・ハード両面のバリアフリー化を促進した。</li> <li>・スポーツ振興課等と連携し、障害者の運動機会の場を拡充した。</li> <li>・12月の「パラハート月間」でパラハートちょうふの理念の普及啓発を行うと同時に障害理解の推進を図った。</li> </ul>	
総括評価 (令和元年度から令和4年度)	A	<p>S：「計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。」</p> <p>A：「計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。」</p> <p>B：「計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。」</p> <p>C：「計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。」</p> <p>D：「計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。」</p>
総括評価理由	<p>後期基本計画（令和元年度～令和4年度）における施策の成果についての総括（総括評価の理由）／今後に向けた課題・懸案事項</p> <p>（総括）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に対する不安が大きい障害者や御家族からの相談に丁寧に対応することで、不安の軽減を図った。</li> <li>・東京都や調布市医師会など、関係部署や関係機関と連携しコロナ禍に対応することで、障害者が安心して日常生活が送れるよう支援した。</li> <li>・「地域生活支援拠点」を整備したほか、グループホームの整備を促進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう基盤整備を図った。</li> <li>・東京2020大会を契機に令和元年度から開始した「地域共生推進ふれあい商店等補助事業」は、補助率や上限額を見直しながら大会終了後も継続したことから、4年間で165の商店等に補助し、ソフト・ハードの両面でのバリアフリー化を推進した。</li> <li>・障害者週間を含む12月をパラハート月間とするなど、「パラハートちょうふ」の理念を掲げ、障害理解の推進を図った。</li> </ul>	

(課題・懸案事項)

- ・コロナ禍のような未曾有の事態に柔軟に対応できるようにするため、日頃から関係機関との連携を密にし、顔の見える関係性を維持する必要がある。
- ・障害の程度や年齢にかかわらず、地域で暮らし続けることができるよう、多様な障害福祉制度が必要である。
- ・「パラハートちょうふ」の理念に基づき、障害者だけでなく、「だれもがともに暮らせるまち」となるよう、継続した取組が必要である。

### 3 中長期的な施策の方向（2030年代を見据えた方向） — (ACTION)

#### ◆施策を取り巻く状況（国、東京都・近隣自治体の動向など）を踏まえた取組の方向

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	<p>①令和3年6月に「障害者差別解消法」が改正され事業者による合理的配慮が義務化されたことや、同年9月に「医療的ケア児支援法」が施行されたことなどにより、市においても共生社会の充実に向けた取組が求められている。</p> <p>②令和4年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されたことにより、雇用の促進とともに、就労支援の充実にも取り組む必要がある。</p> <p>③障害者の地域生活が推進される中、重度の障害者でも利用できる、日中活動の場やグループホームの整備が求められている。</p>	<p>①⑥「パラハート月間」における意識啓発活動や、「地域共生推進ふれあい商店等補助事業」による事業者への周知により障害理解を推進する。</p> <p>①医療的ケアを必要とする障害児・者への支援のコーディネートを図るとともに、関係機関と連携することで支援体制の強化を図る。</p> <p>②令和6年4月に開設予定の「(仮称) ワークライフカレッジちょうふ」を中心に、不足している就労支援を補うとともに、既存の就労支援事業所と連携することで、より多くの障害者の就労支援が行える体制を構築する。</p>
東京都や近隣自治体の動向等	<p>④令和4年9月に「東京都手話言語条例」が施行されたことや、令和7年度にデフリンピックが東京で開催されることを踏まえ、手話の普及啓発を中心に聴覚障害者への支援の充実が求められている。</p> <p>⑤令和5年3月に東京都が開設した「パラスポーツトレーニングセンター」を活用し、障害児・者の運動機会の場を確保することが求められている。</p>	<p>③重度の障害者の日中活動の場を確保するため、令和6年4月に開設予定の「(仮称) 第2まなびや」や「(仮称) 調布基地跡福祉施設」の整備を進める。</p> <p>④手話や聴覚障害者に必要な配慮を周知するため、社会福祉協議会と連携するとともに、当事者の意見を聞くため聴覚障害者協会との意見交換を継続する。</p> <p>⑤市民が利用しやすい事業が実施されるよう、障害者団体からの意見を聞くとともに、指定管理者や東京都との調整を図る。</p>
その他	<p>⑥「パラハートちょうふ」の取組を市内の横断的な連携により、より一層促進していく必要がある。</p>	<p>⑤⑥「調布市障害者スポーツの振興における協議体」を引き続き活用し、障害者の運動機会の創出を図るとともに、スポーツを通じた共生社会の充実を図る。</p>

#### ◆前期基本計画期間（令和5年度～令和8年度）における中長期的な取組の方向

- ・重度重複障害者の通所先を確保するため「(仮称) 第2まなびや」を整備する。
- ・重度の障害者が利用できる通所施設や短期入所を確保するため「(仮称) 調布基地跡福祉施設」の整備を進める。
- ・高齢化した障害者に対応したグループホームの検討をする。
- ・医療的ケアが必要な方への支援を充実するとともに、支援力を高めるための人材育成をする。
- ・「あおぞらサッカースクール」や「ほりで〜ぶらん」は、利用者ニーズにあった内容、事業量に改善していく。
- ・スポーツ振興課と連携し、障害者が体を動かせる機会を増やし、運動不足による成人病の予防や、余暇の楽しみを確保する。
- ・毎年12月のパラハート月間での取組を継続するほか、ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発を図り、更なる障害理解の推進に取り組む。

#### 施策の推進、成果向上の視点を踏まえた具体的な取組

デジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の生活の利便性向上を目指し、障害者を支援するデジタル機器の活用を検討することと併せて、障害者施設等に対して機器の活用に関する情報提供を行います。</li> </ul>
共創のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が安心した生活を送れるよう、相談支援事業所等関係機関との連携による相談等支援体制を強化します。</li> <li>・障害者施設等やFC東京との連携のほか、地域ボランティアも活用しながら、障害児・者の余暇活動の機会の充実を図ります。</li> <li>・障害者就労支援センターを中心に、関係機関等と連携を図り、障害者の就労と定着を支援します。</li> </ul>
フェーズフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿について、消防、警察等の関係機関や協定締結に基づく地域組織へ提供し、要支援者に対する災害時の支援体制の構築を推進します。</li> <li>・災害時における円滑な対応を実現するため、ちょうふ災害福祉ネットワークを通して障害者施設と連携します。</li> </ul>

施策08「障害者福祉の充実」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	34	重点P	③	誰もが自分らしく安心して住み続けられるまち	総合戦略	●
	事務事業	障害児・者医療的ケア体制支援事業					
後期※	計画コード	33	重点P	③	高齢者・障害者にやさしいだれもが安心して住み続けられるまち	総合戦略	●
	事務事業	障害児・者医療的ケア支援事業					
所管部署 福祉健康部 障害福祉課 相談係							
<b>事業概要</b> 医療的ケアを要する障害児・者への支援のため、障害福祉課窓口に見護職を配置し、医療と福祉の両面におけるコーディネートのほか、障害福祉サービス事業所側の受入れや対応に関する支援の調整、助言等を実施する。 在宅の重症心身障害児・者や、医療的ケアが必要な在宅の障害児に対し、訪問看護師が自宅へ出向いて一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ることにより、重症心身障害児・者の健康の保持とその家族の福祉の向上を図る。 医療的ケア児支援関係機関連絡会を開催し、医療的ケア児とその家族が安心して生活を営むことができるよう関係機関が連携し、課題や情報の共有を図り、支援体制の強化を図る。							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

**【PLAN▶DO▶CHECK】**

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○障害児・者医療的ケア体制支援事業 ・相談支援、医療・福祉間のコーディネート ・連絡会の実施  ○重症心身障害児・者在宅レスパイト事業 ・訪問看護事業所との委託契約 ・対象者への周知	○障害児・者医療的ケア支援事業の実施 （相談支援、医療・福祉間のコーディネートなど）  ○重症心身障害児・者在宅レスパイト事業の実施	○障害児・者医療的ケア体制支援事業 ・看護職1名分報酬費  ・関係者連絡会1回 ○重症心身障害児・者在宅レスパイト事業 ・指示書取得費用助成扶助費 ・訪問看護事業所委託料 ○医療的ケアフォローアップ研修の実施（再掲）	○障害児・者医療的ケア体制支援事業 ・相談件数 実数47人 延べ数799件 ・関係者連絡会実施1回 ○重症心身障害児・者在宅レスパイト事業 登録者数20人 利用回数100回	
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	◎
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

説明	障害児・者医療的ケア体制支援事業として、障害福祉課窓口に見護職を配置し、医療と福祉の両面におけるコーディネートをを行った。個別ケースでは、福祉サービスのほか、医療サービスの不足や医療器具の導入等を調整し、健康状態・生活全般の改善につなげた（相談実人数47人、相談延べ件数799件）。また、体制強化の取組として、医療機関、訪問看護ステーション、療育施設等と、行政との関係者連絡会を年1回開催し、医療的ケア児が利用可能な障害福祉サービスの情報提供と、各機関の現状などの情報共有等を行ったほか、子ども発達センターが事務局となり、協議の場となる「調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会」を年2回行った。「重症心身障害児・者在宅レスパイト事業」として、契約事業所を増やすために、対象者に事業の周知を行うとともに、事業所への制度説明を行った（委託契約事業所12事業所、利用希望登録者20人、延べ利用回数100回）。
----	--

**【ACTION】**

今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続	<input type="checkbox"/> 有効性改善	<input type="checkbox"/> 効率性改善	<input type="checkbox"/> 財政面改善	<input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	--	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

今後の取組の方向	協議の場となる「調布市医療的ケア児支援関係機関連絡会」を継続して年2回開催していく。また、昨年度作成した医療的ケア児への支援について案内するリーフレットや、庁内での情報共有用のデータベースを活用するなど、関係機関の更なる連携を図り、保護者の負担軽減につなげる。 関係者連絡会については、相互の情報共有を行う場として、継続的に実施する。医療と福祉両面の総合的な相談に対応できる医療的ケア児等コーディネーターの周知を引き続き行い、適切な支援につなげていく。 重症心身障害児・者在宅レスパイト事業については、新型コロナウイルスの感染状況も落ち着き、利用者数も増えてきている。令和4年度から利用対象を拡大し、家族の休養のみならず就労を理由とした利用も可能とした。さらに、令和5年度から時間数の引上げがあり、144時間まで使用可能となった。引き続き事業の周知などを通じて、更なる利用促進を図る。また、契約事業所及び利用者の拡大を図っていく。
----------	---

施策08「障害者福祉の充実」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	35	重点P	—			
	事務事業	発達障害児支援事業				総合戦略	●
後期※	計画コード	36	重点P	—			
	事務事業	発達障害児支援事業				総合戦略	●
所管部署 福祉健康部 子ども発達センター 発達支援係							
事業概要 子どもの障害や発達の遅れ、かたよりについて、保護者や子ども施設からの相談に応じ、早期に適切な療育へつなげるとともに、子どもの状況に応じた専門的かつ適切な療育を実施することにより、子育て支援を行う。子ども発達センターにおいて、子どもの障害や発達についての啓発に努め、乳幼児健診部門や教育機関等と連携し、支援体制の充実を図り、切れ目ない子育て支援を実施する。							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○児童発達支援センターとしての障害児支援の推進	○児童発達支援センターの運営	○児童発達支援センターの運営 ・通園事業の給食提供体制の拡充（栄養士新規配置） ・土曜日の初回相談継続 ・居宅訪問型児童発達支援事業の継続 ・医療的ケア児支援関係機関連絡会の運営 ・緊急一時養護事業及びリフレッシュ支援事業の継続 ・発達相談コーディネーターの配置	○児童発達支援センターの運営 ・通園事業の給食提供体制の拡充（栄養士新規配置） ・土曜日の初回相談継続 ・居宅訪問型児童発達支援事業の継続 ・医療的ケア児支援関係機関連絡会の運営 ・緊急一時養護事業及びリフレッシュ支援事業の継続 ・発達相談コーディネーターの配置 ・空調設備の更新	○児童発達支援センターの運営 ・通園事業の給食提供体制の拡充（栄養士新規配置） ・土曜日の初回相談継続 ・居宅訪問型児童発達支援事業の継続 ・医療的ケア児支援関係機関連絡会の運営 ・緊急一時養護事業及びリフレッシュ支援事業の継続 ・発達相談コーディネーターの配置 ・空調設備の更新
事業費（千円）		310,905	340,698	355,420
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	◎
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

説明	<p>児童福祉法に基づく児童発達支援事業として障害児通園事業を実施した（実利用者数43人、開園日数239日、延べ利用人数7441人）。作業療法、言語・心理療法、運動療法を取り入れ、利用児一人一人の状況に応じた療育を提供し、生活習慣の確立や社会的能力、活動能力等の発達を支援した。また、障害児通園事業における給食提供については、令和4年度から栄養士を新規に配置したことで、きめ細かな献立作成やアレルギー対応の徹底、また、利用児の食生活についての指導・助言を行うなど、より安全で充実したサービス提供につながった。</p> <p>また、巡回支援事業等の地域支援を継続して実施するなど、児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」として、安定的に運営した。</p> <p>相談事業では、初回相談の待機期間を短縮するため、土曜日の初回相談について、1月から3月まで1日の相談枠数を4枠から6枠に増やし、対応した（実施日数24日、対応件数105件）。</p> <p>通所が困難な重度の障害児に対して療育の提供を行う、居宅訪問型児童発達支援事業の実施体制を維持したほか、医療的ケア児に適切な支援ができるよう、医療的ケア児支援関係機関連絡会を運営した。</p> <p>緊急一時養護事業及びリフレッシュ支援事業を継続実施した。</p> <p>保護者に対し子どものライフステージに応じた情報提供を行うとともに、ライフステージの移行期において家庭・支援機関等と連携して情報の引継ぎを行うなど、支援サービスのコーディネートを行う「発達相談コーディネーター」を1人配置し、相談体制を強化した。</p> <p>より良い療育環境の整備を進めるため、空調設備の更新工事を実施した（令和5年7月完了）。</p>
----	---

【ACTION】

今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続	<input type="checkbox"/> 有効性改善	<input type="checkbox"/> 効率性改善	<input type="checkbox"/> 財政面改善	<input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	--	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------

今後の取組の方向	<p>障害児通園事業においては、利用児の安全・安心の確保により一層努めるほか、職員のスキルアップによる療育内容の充実を図る。また、医療的ケアを必要とする障害児に適切な支援ができるよう、万全な受入体制を維持する。さらに、給食提供については、栄養士を継続配置し、きめ細かな献立作成やアレルギー対応の徹底、また、利用児の食生活についての指導・助言を行うなど、引き続き、安全で充実したサービス提供に努める。</p> <p>相談・発達支援事業においては、子どもへの一貫した支援の実現に向け、家族支援も含め、関係機関との更なる情報共有・連携強化に取り組む。また、初回相談の待機期間の短縮を図る。</p> <p>また、「発達相談コーディネーター」を継続配置し、引き続き相談体制を強化する。</p> <p>空調設備の更新工事について、予定どおり令和5年7月に完了させるなど、より良い療育環境の整備を進める。</p>
----------	---

施策08「障害者福祉の充実」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	36	重点P	③	誰もが自分らしく安心して住み続けられるまち		
	事務事業	障害者の就労支援			総合戦略	●	
後期※	計画コード	34	重点P	③	高齢者・障害者にやさしいだれもが安心して住み続けられるまち		
	事務事業	障害者の就労支援			総合戦略	●	
所管部署 福祉健康部 障害福祉課 サービス支援係							
<b>事業概要</b> 障害者の就労の促進を図り、自立と社会参加につなげる。 委託により2箇所の障害者就労支援センター（ちょうふだぞう、こころの健康支援センター就労支援室ライズ）を運営し、就労面及び生活面の支援を一体的に行う。 「（仮称）ワークライフカレッジちょうふ」を設置・運営し、障害者の多様なニーズに対応した訓練プログラム等を実施することで、より多くの障害者が一般就労できるよう支援する。 重度障害者の就労に必要な、通勤支援や職場等における支援を雇用施策と連携して実施し、重度障害者の就労促進を図る。							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○障害者の就労支援の充実 ・障害者雇用を考える企業の開拓 ・障害者・企業の担当者と連携し、職場定着支援を充実 ・障害者の自立と社会参加の機会を増やす支援の実施	○就労支援の実施	○就労支援の実施 ・支援体制の拡充（こころの健康支援センター就労支援室ライズ）	○就労支援の実施 ・支援体制の拡充（こころの健康支援センター就労支援室ライズ）	○就労支援の実施 ・支援体制の拡充（こころの健康支援センター就労支援室ライズ）
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	○
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

説明	2箇所の障害者就労支援センター（ちょうふだぞう、ライズ）において、利用者に対する就労面・生活面の支援を行った。こころの健康支援センターの支援体制を拡充した。実績においては新規就職者は41人、延べ支援件数についても1万934件といずれも減少しており、依然として新型コロナウイルスの影響による数字となった。一方で、継続就労者412人（年度末時点）は前年度と同等数に推移した。令和4年度も引き続き、個々のニーズに応える支援体制を充実させることで、安定的かつ継続的な雇用の支援に結びついている結果となった。 加えて、市内の障害者就労支援機関による実務者連絡会を定期的に行い、障害者の就労支援に関するネットワークの強化を図るとともに、企業向けセミナーを開催し、障害者雇用を推進する企業の支援、拡充などの地域開拓に積極的に取り組んでいる。令和4年度はオンラインにて開催。参加企業は22社に上り、障害者雇用を検討する企業の相談窓口として活用された。
----	--

【ACTION】

今後の方向	<input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	---

今後の取組の方向	社会全体における障害者雇用の拡大に伴い、就職後の定着支援のニーズを中心に、利用者数とともに支援件数及び企業への訪問等による一人一人への支援時間も増加傾向にある。また一方で、新型コロナウイルスの影響により離職者も増加しており、再就職に向けての支援ニーズも拡大している。今後も障害者と企業双方のニーズの増加が予想されることから、支援件数の増加、相談内容の多様化等を踏まえたうえで、引き続き適切で効果的な支援に努めていく。 加えて、離職した障害者の再就職支援、生活面や社会的スキルの不足による就労困難、すぐに就労支援に移行することが困難な引きこもり状態にある障害者等の支援ニーズの多様化への対応が必要となっている。 令和6年4月の（仮称）ワークライフカレッジちょうふの開設へ向け、オーナーとの賃貸借手続や運営委託先との開設準備業務を着実に進める。 重度障害者等就労支援事業の開始へ向けて検討を進める。
----------	--

施策08「障害者福祉の充実」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	37	重点P		—
	事務事業	余暇活動支援の充実			総合戦略 ●
後期※	計画コード	35	重点P		—
	事務事業	余暇活動支援の充実			総合戦略 ●
所管部署 福祉健康部 障害福祉課 サービス支援係					
事業概要 障害児・者が平日の夕方や休日に活動できる場を整備するとともに、余暇活動に係る事業を実施する。障害者施設等との連携のほか、ボランティアの活用を含め、様々な手法、事業により障害児・者の余暇活動の機会の充実を図る。					

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

**【PLAN▶DO▶CHECK】**

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○実行委員会の運営 ○スポーツに関わる、楽しむためのプログラムの企画、運営、実施  ○市内作業所やスポーツ推進員、地域ボランティアとの連携、交流。  ○プログラムを通じた障害理解の促進（啓発）	○日中一時支援事業の実施	○日中一時支援事業の実施	○日中一時支援事業の実施	
	○余暇活動支援事業（ほりでーぶらん）の実施 ・実施回数増加	○余暇活動支援事業（ほりでーぶらん）の実施	○余暇活動支援事業（ほりでーぶらん）の実施	
	○フットサル事業の実施	○フットサル事業の実施	○フットサル事業の実施	
事業費（千円）	26,537	18,460	14,824	
債務負担行為等による用地取得費	0	0	0	

令和4年度取組実績	<input type="checkbox"/> 計画どおり	<input checked="" type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	<input type="radio"/>
-----------	--------------------------------	--	--------------------------------	------	-----------------------

説明	<p>余暇活動支援事業（延べ参加者数91人）については、コロナ禍により引き続き実施規模を縮小しつつも、FC東京や東芝プレイブルーパス、ディアーズフットボールチームの地域スポーツクラブとの協働による余暇活動プログラムを実施した。4年間の計画期間においては事業拡充を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響や事業委託先の体制が整わなかったこと等から実施できなかった。</p> <p>フットサル事業（延べ参加者数555人）については、FC東京と調整を進めながら、「FC東京あおぞらサッカースクールin調布」として定期のスクール及びスクール参加者以外も含めた交流会を実施した（計13回）。</p> <p>日中一時支援事業（延べ利用日数2768日）については、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による登録事業者の事業縮小や利用者の利用控えから、利用実績は前年度を下回った。</p>
----	--

**【ACTION】**

今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	---

今後の取組の方向	<p>余暇活動支援事業については、引き続き調布市福祉作業所等連絡会への委託を継続する中で、安定的な事業実施体制の整備を図る。</p> <p>フットサル事業については、FC東京と協議しながら定期のスクール及びスクール参加者以外も含めた交流会を引き続き実施する。</p> <p>日中一時支援事業については、引き続き事業者に対して事業実施を働きかけ、普及を図る。</p>
----------	--



施策08「障害者福祉の充実」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	38	重点P	—		
	事務事業	障害者グループホームの整備			総合戦略	●
後期※	計画コード	37	重点P	—		
	事務事業	障害者グループホームの整備			総合戦略	●
所管部署 福祉健康部 障害福祉課 サービス支援係						
<b>事業概要</b> 障害者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの開設や運営のほか、入居者への支援を以下の内容で行う。 ・障害者グループホームの開設や移転の支援（開設支援） ・重度障害者等グループホームの運営支援（運営支援）						

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

**【PLAN▶DO▶CHECK】**

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
	○障害者の地域で自立した生活を支援するため、グループホーム整備・開設支援・運営支援を実施 ○重度身体障害者グループホームの設置検討	○民間グループホームの開設支援 ○新規入居支援 ○運営支援 ○重度重複障害者グループホームの運営支援（2箇所）	○民間グループホームの開設支援 ○新規入居支援 ○運営支援 ○重度障害者等グループホームの運営支援（4箇所）	○民間グループホームの開設支援（2箇所） ○新規入居支援 ○運営支援 ○重度障害者等グループホームの運営支援（4箇所）
事業費（千円）		231,750	277,792	291,001
債務負担行為等による用地取得費		0	0	0

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	<input type="radio"/>
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	-----------------------

説明	既存の民間グループホームの開設が予定より増加し、2箇所に対して開設支援を行った。 重度重複障害者グループホーム2箇所と、新たに年度内に開設した重度知的障害者グループホーム1箇所、体験型グループホーム1箇所に対して、運営費補助を行い、重度障害者が地域で生活できる体制を整備した。 入居支援（家賃助成）及び運営支援（東京都加算）については、グループホームの利用者の増加に対応することで、引き続き、障害者における安定的な利用の推進に寄与した。
----	--

**【ACTION】**

今後の方向	<input type="checkbox"/> 現状継続 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
-------	---

今後の取組の方向	「施設から地域へ」という流れの中で、障害者が地域で生活していくためのサービスとしてグループホームに対するニーズは依然として高く、グループホーム利用に関する家賃助成交付者数は増加している。そのため、市内のニーズや事業者の意向等を把握しつつ、東京都の補助金を活用しながら、開設支援、入居支援等を引き続き行っていく。 また、重度障害者等グループホームに対しては、開設後の運営について、運営費に関する補助金の交付による支援を継続していく。
----------	--

施策08「障害者福祉の充実」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	39	重点P	③	誰もが自分らしく安心して住み続けられるまち	総合戦略	●
	事務事業	重度障害者施設の整備				総合戦略	●
後期※	計画コード		重点P			総合戦略	
	事務事業					総合戦略	
所管部署 福祉健康部 障害福祉課 サービス支援係							
事業概要 (仮称)第2まなびや 重症心身障害者の通所施設として、建て貸しによる建物賃借により2箇所目のまなびやを整備する。 (仮称)基地跡地福祉施設 重症心身障害者及び重度知的障害者の通所施設として、調布・三鷹・府中の3市で整備する。							

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

**[PLAN▶DO▶CHECK]**

活動内容 (事業費ベース)	計画目標	令和4年度		
		(計画)	(当初予算)	(決算・実績)
	事業費 (千円)			
	債務負担行為等による用地取得費			

令和4年度  
取組実績

計画どおり

計画遅れ

計画前倒し

実績評価

説明

(仮称)第2まなびやについては、土地所有者との交渉等を経て、令和5年3月に事業用定期建物転賃借等予約契約を締結し、事業用地及び建物の確保の見通しを立てることができた。  
 (仮称)基地跡地福祉施設については、令和4年6月に3市で「調布基地跡地福祉施設(仮称)整備に係る基本プラン(改定版)」を取りまとめ、10月に事業者の再公募を行い、令和5年3月に3市での選考結果を東京都に提出した。(令和5年4月に東京都により事業者決定)

**[ACTION]**

今後の方向

現状継続

有効性改善

効率性改善

財政面改善

市民参加と協働の取組改善

今後の取組の方向

(仮称)第2まなびやについては、令和6年4月の開設へ向けて、運営委託先と連携しつつ、開設準備業務を着実に進める。  
 (仮称)基地跡地福祉施設については、市のニーズに即した施設となるよう引き続き三鷹市、府中市と連携及び選定された運営事業者との調整を進めながら、3市の費用負担についても精査を行っていく。